

役員（幹事）選出細則

- 第1条 この細則は、プラズモニック化学研究会会則第18条に基づき、幹事選出（以下「選出」という）の方法を定めるものである。
- 第2条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。選挙管理委員は会長が一般会員（一般会員（学生）を除く）の中から2名に委嘱する。
- 第3条 幹事はプラズモニック化学研究会一般会員（一般会員（学生）を除く）および賛助会員の中から選出される。
- 第4条 一般会員（一般会員（学生）を除く）は3名以上の連名により幹事候補者を1名まで推薦することができる。
- 第5条 幹事会は選任数を設定し、選任数以上の幹事候補者を推薦する。このとき第4条による被推薦者を含める。推薦にあたっては、大学・研究機関のみでなく企業関係者も含めるものとし、年齢層や所属を考慮し、本研究会活動を盛り立てる人材を推薦する。
- 第6条 投票は一般会員（一般会員（学生）を除く）の無記名投票とし、実施方法は選挙管理委員会にて決定する。
- 第7条 得票数上位から選任数の幹事を選出する。但し、有効投票数の過半数に満たない候補者は選出しない。

【附則】

1. この細則は2016年2月10日より適用する